

資 料

2

柳川構成員 資 料

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

構成員 柳川義信

1 保護司適任者確保について

公募や自薦の取り扱いには、細心の注意が必要であり、保護司に委嘱されてから適任ではなかったでは済まされない。現実には、委嘱された後に適任でなかったからといって解嘱することは困難。保護司として相応しいかの判断を誰がどのタイミングで行うようにするのか、謂わば、どこに関所を設けるかが大きな問題となる。

候補者がいれば、まず基本は、地区内の地区班（分区）等の人たちが面談して、いい人であれば、保護司会が行う自主例会、社会を明るくする運動（犯罪予防活動）等にインターンシップで参加してもらい、候補者の人柄を判断基準として、保護司として推薦するかの是非を判断することになる。

公募や自薦で適任者もいると思うが、最終的な各地区保護司会の判断は難しいものとなる。

2 保護司の委嘱年齢と特例再任について

保護司委嘱の年齢条件は、66歳の壁がある。定年延長に伴い、警察・教職・役所・僧侶の人達が、委嘱できなかった時期を考慮して、68歳位までは適任者であれば委嘱可能としてはどうか。

特例再任は、課題が多く、引き続き検討が必要。

3 保護司の報酬制について

保護司法第11条（費用の支給）の第1項において、「保護司には、給与を支給しない。」とされている。

あくまでも、報酬制ではなく、実費弁償金の充実が第一条件の基本である。

※ 事件を担当した際の補導費・生活環境調整費等の充実が基本。

※ 報酬制は絶対に反対。多くの保護司は「人のために、地域のために何ができるかを考え、自分が支えられていることを胸に秘めて活動している。」（退任された保護司が「金銭ではない」「大切な事を経験した」等述べている）

4 保護司会活動の在り方について

「保護司会活動費の増額」

報酬制よりも大事なことは、全国886の保護司会は、事業運営に苦勞していること。保護司の在り方も大切であるが組織の在り方も大切。組織があつてこそ、保護司活動ができる。「次につながる人づくり、次につながる組織づくり」が重要。

※ 若い世代の人たちと新任の人たちが将来の保護司活動や組織活動ができる体制が運営費に託されている。

※ 法務省主唱「社会を明るくする運動」について、各地区では費用の捻出に苦勞・苦心している。法務省主唱ならもっと予算化をお願いしたい。

5 若手現役世代の保護司について

前回、横田構成員より、「今どう変化しなければならないか」、「若手現役世代に対して保護司会というのはどうあるべきか」と投げかけがあった。

※ ふたつの視点を現実的に捉えてみると、組織の代表者として、様々な会議などで得た情報を文書でしっかりと会員へ伝え、報告内容等を理解した上で各個人に判断してもらおう。現状を考えながら次のステップへの対応策を保護司会の自主研修会等で自由にグループ別に話合ってベテランと若手及び新任の人達と意見交換が有効。

(若手世代や新任の人達と同じ仲間意識を持つ必要性)

山元構成員 資 料

1. 文言確認

P4 推薦・委嘱の手順、年齢条件

1行目 退任する保護司——>退任する保護司

退任する保護司のみが後任者を探しているのではなく、保護司全体で後任者を探しています。そのことから、「退任する」という文言は入れない方がいいかと思います。

2. デジタル化の推進につきまして

P18 P21 (8)

デジタル化の真髄は、データを標準化していくことによって、そのデータを活用することにあります。デジタル情報とアナログ情報の大きな違いは、デジタル情報は情報を細分化したり加工したりすることが可能ですが、アナログ情報は、作成された情報は、その情報のみであり、細分化、加工を行い他の用途に転用するには、さらなる手間が必要となります。つまり、デジタル情報は、標準化することによって、変幻自在に変化させることが可能です。これに対して、アナログ情報は、一つの塊であり、それ自体を変化させる事はできません。

このように、デジタル情報は、標準化させることが可能であることから、それによって更なる情報活用が可能となる点で、アナログ情報と異なります。

この、データの標準化は、情報の提供者や受領者ごとに規格や仕様が異なるのではなく、データの内容や単位について、情報の規格や仕様を揃えることによって、情報同士に互換性を持たせることに意味があります¹。このデータ互換は、相互同時に行われることによって情報の交換、蓄積、分析、整理、活用が可能となるようにデータの形式や内容を揃えていくことを意味します。

データの標準化は、行政機関においても、その必要性が叫ばれており、データの標準化を推進する動きがあります。

たとえば、総務省では、業務プロセスが各地方自治体ごとに異なるため、情報システムについても団体ごとにカスタマイズを行うことが多いことから、互換性がなく、他の地方自治体との情報共有が行い難いという状況が起きていました。そこで、カスタマイズの抑制等を通じた共同化をどのように進めていく

¹ この定義は、次の文献を参考としている。文部科学省「教育データの標準化について」(2021年12月)1頁 (https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm 2024年3月21日確認)。

かが課題となっています²。従来は、このように、業務プロセスが異なるため、膨大なコストや人的資源を投入して行ってきましたが、データを標準化することによって、コスト削減や人材面での最適化が図られることとなります³。

また、文部省では、教育の分野においても教育データを標準化することによって、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現や、学校現場での「主体的・対話的で深い学び」に向かうためのデータ活用となることが実現できるため、データの標準化が行われようとしているところです⁴。このように、各行政庁においても、データの標準化は推進されているところです。

保護司のデジタル化の真髄は、事務機器や通信機器のハード面のみ、ICT化していくことではなく、例えば、ハート（H@）などから得られる処遇に関する情報を蓄積して、その情報を標準化して活用して行くことにより、処遇方法の最善策の選択や改善、保護司と対象者のマッチングなどについて科学的な分析を可能にして役立てていくことに繋がると考えられます。

たとえば、年齢別の処遇方針や、犯罪傾向別の処遇方針、個人の人格面での処遇方針などについて、科学的根拠に基づいた処遇が可能になると考えられます。現在でも、統計学的見地から分析が試みられているようですが、母数が少なかったり、偏ったりするケースも散見されることから、ビッグデータを用いたリアルタイムの分析を可能とすることによって、保護観察処遇の適格性の精度を高めることが可能になると考えられます。そうすることによって、時間に制限のある保護観察官や保護司に的確な情報を提供することが可能となり、時間やコストの節約になるばかりでなく、何よりも対象者自身の立ち直りを支える大きな原動力になると考えられます。

² www.soumu.go.jp/main_content/000733148.pdf (2024年3月21日確認)。

³ 注1) 参照。

⁴ 注1) 参照。